

「令和2年7月豪雨」に関する支援について

令和2年7月3日からの記録的な大雨による災害にあわれた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
令和2年7月豪雨は、長期間にわたって広範囲に被害が拡大しました。このほど、日本司法支援センター（法テラス）では、支援業務につきまして運用が確定いたしましたので、改めてお知らせいたします。お手元の7月14日付けのプレスリリースにつきましては、お差替えをお願いいたします。

1 弁護士・司法書士による「無料法律相談」

●対象

「令和2年7月豪雨」に際し災害救助法が適用された市町村（9県98市町村）の区域に、以下に記載の日（災害発生日）において住所、営業所などがあった方

熊本県（7月3日・6日 区域により日にちが異なる）、鹿児島県（7月3日）、
福岡県（7月6日）、佐賀県（7月6日）、大分県（7月6日）、長野県（7月8日）、
岐阜県（7月8日）、島根県（7月13日）、山形県（7月28日）

※当初、相談の基準となる日を7月3日と全国一律にしておりましたが、各地において実際の災害が発生した日と乖離が生じたため、災害発生日の取扱いが、本日（8月21日）以降上記のとおり変更になります。

●内容

生活の再建に当たり必要な法律相談を無料で行います
不動産問題、金銭問題、相続問題など、民事に関する問題全般について相談できます
※面談のほか、電話による法律相談ができる場合があります

●相談回数

同一の問題についてのご利用は、一般法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3回までとなります

※ ご利用については、最寄りの法テラスへご連絡ください

2 災害に関する法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等の「情報提供」

●対象

「令和2年7月豪雨」の被害にあわれた方なら、どなたでも無料でご利用いただけます

●利用方法

おなやみレスキュー

① 電話でのお問合せ 被災者専用フリーダイヤル：0120-078309

（対応時間）平日：午前9時から午後9時まで 土曜日：午前9時から午後5時まで
※祝日・年末年始を除く

（利用料・通話料）0円

② 法テラスのホームページで確認

（専用ページタイトル「令和2年7月豪雨に関する支援について」）
法テラスのホームページで「令和2年7月豪雨」専用のQ&Aを公開しました
「よくあるお問合せとその答え」を集約しています

③ メールでのお問合せ

②の専用ページにある「メールによるお問合せ」からご利用いただけます